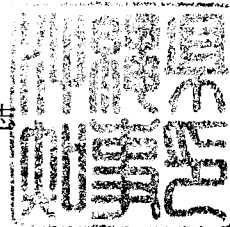


# 入札公告

道路標識標示設計業務の委託契約について、地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 30 年 4 月 13 日

契約担当者 沖縄県知事 翁長 雄志



## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名：道路標識標示設計業務委託（南部地区）
- (2) 委託場所：那覇警察署他 3 警察署管内
- (3) 契約期間：契約日の翌日から 100 日間
- (4) 業務内容：既設道路標識標示の補修に係る設計委託

## 2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等がある者。
- (3) 本委託業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）第 6 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
  - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - (ウ) その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (5) 過去 5 年間のうちに沖縄県警察本部の道路標識標示関連工事の工事实績がある者。
  - (6) 本委託業務を実施するに当たって、直接的かつ恒常的な雇用関係にある職員（入札の申込みの日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者）を配置できる者。
  - (7) 次の各号に該当しない者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、以下「暴対法」という）又は暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 3 契約条項等を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部会計課財産管理係 電話 098-862-0110 (内線 2283)

#### (2) 入札説明書及び道路標識標示設計業務実施要領の交付の日時場所、問い合わせ先

ア 日時 平成30年4月13日～平成30年4月20日 9:30～17:00 (土日祝日を除く)

イ 場所 沖縄県警察本部交通規制課安全施設係 098-862-0110 (内 5182)

#### (3) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限及び場所

ア 受付期限 平成30年4月20日まで

イ 受付場所 沖縄県警察本部交通規制課安全施設係

### 4 入札、開札日時及び場所

(1) 日時：平成30年4月26日(木) 午前10時30分

(2) 場所：沖縄県警察本部会計課入札室(4階)

### 5 最低制限価格

(1) 本入札には最低制限価格を設けている。

(2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、入札無効となり、再度入札に参加することはできない。

### 6 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところによる。

### 7 契約保証金

沖縄県財務規則第101条に定めるところによる。

### 8 落札者の決定方法等

(1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

### 9 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わるができない。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

エ 入札書の表記金額を訂正した入札

オ 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

カ 入札条件に違反した入札

キ 連合その他不正の行為があった入札

ク 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

(3) 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(4) その他

詳細は入札説明書による。